（金融商品関係）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人では、資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定及び「独立行政法人通則法第47条第１号の規定に基づく、独立行政法人日本芸術文化振興会が取得することができる有価証券の指定について（通知）」等に基づき、預金及び有価証券により行っております。なお、株式等は保有しておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：円）

区　　分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	貸借対照表日における時価	差　　額
⑴現金及び預金	9,583,479,816	9,583,479,816	0
⑵事業未収金	95,294,059	95,294,059	0
⑶未収金	242,097,785	242,097,785	0
⑷未収収益	313,203,323	313,203,323	0
⑸有価証券及び投資有価証券	74,873,828,976	83,420,680,000	8,546,851,024
⑹長期未収金	65,696,000	65,696,000	0
資　　産　　計	85,173,599,959	93,720,450,983	8,546,851,024
⑺未払金	3,970,591,972	3,970,591,972	0
⑻リース債務	371,072,697	372,222,803	1,150,106
⑼預り金	36,038,695	36,038,695	0
負　　債　　計	4,377,703,364	4,378,853,470	1,150,106

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　事業未収金、⑶　未収金、⑷　未収収益

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑸　有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については取引金融機関から提示された価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については（有価証券関係）に記載しております。

⑹　長期未収金

長期未収金については、時価は、会計年度末における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

⑺　未払金、⑼　預り金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑻　リース債務

リース債務については返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には、１年以内返済予定分を含めております。

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
現金及び預金	9,583,479,816	—	—	—
事業未収金	95,294,059	—	—	—
未収金	242,097,785	—	—	—
未収収益	313,203,323	—	—	—
合　　計	10,234,074,983	—	—	—

満期がある有価証券の決算日後の償還予定額については（有価証券関係）に記載しております。なお、長期未収金については、償還予定額が見込めませんので、上記区分に含めておりません。

（注３）リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５　年　超
リース債務	215,586,579	70,312,766	53,200,945	31,777,225	195,182	—
合　計	215,586,579	70,312,766	53,200,945	31,777,225	195,182	—

（資産除去債務に関する事項）

当法人は、事業用地の賃貸借契約に基づき、返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当分の間、当該債務に関連する賃借資産を使用し、また、将来移転する予定がないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（重要な債務負担行為）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

利益の処分に関する書類

（平成29年９月21日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		138,476,124
当期総利益	138,476,124	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	60,170,922	
独立行政法人通則法第四十四条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
公演環境整備事業積立金	78,305,202	138,476,124